

沿岸広域振興局長告示第40号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成27年4月7日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岩泉平井賀普代線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡田野畑村切牛109番77地先から109番81地先まで	新	m 12.0～10.9	m 357.7
	旧	11.1～9.3	357.7

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
- (2) 期間 平成27年4月7日から同年5月7日まで